

津島市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領（平成31年4月1日実施。以下「県実施要領」という。）に基づき実施する移住支援事業により市内に移住した者に対する移住支援金の交付に関し、市費補助金等交付規則（平成10年津島市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 移住支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県実施要領第5の1(1)に規定する移住支援金の支給対象に該当する者であること。
- (2) 市内に転入した者であること。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、単身で移住した者にあつては60万円、2人以上の世帯で移住した者にあつては1世帯につき100万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者二人を上限とし、一人につき100万円を加算する。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者は、県実施要領第5の1(2)①(ア)から(ウ)に規定する期間内において市長が定める日までに、津島市移住支援金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類のうち県実施要領第5の1(1)に定める要件を確認できるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の除票の写し又は戸籍の附表の写し
- (2) 雇用保険被保険者証の写し又は確定申告書の写し
- (3) 住民票の写し
- (4) 外国人にあつては、在留カードの写し
- (5) 県実施要領第5の1(1)②及び③に該当する者にあつては、就業証明書（様式第2-1又は2-2）
- (6) 県実施要領第5の1(1)⑤に該当する者にあつては、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱（平成31年4月1日施行）に基づく起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定の通知の写し
- (7) 運転免許証、旅券その他の本人確認ができる書類

(交付の決定)

第5条 市長は、移住支援金の交付の申請があつたときは、その内容を審査して交付

の可否を決定し、津島市移住支援金交付決定通知書（様式第3）又は津島市移住支援金不交付決定通知書（様式第4）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付）

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市長が別に指定する日までに、津島市移住支援金請求書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付の請求があったときは、市長は、移住支援金を交付する。（申請の取下げ）

第7条 移住支援金の交付の申請をした者は、当該申請を取り下げるときは、遅滞なく、津島市移住支援金交付申請取下届出書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

（住居等の変更）

第8条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、津島市移住支援金住居・勤務地等届出書【交付決定者用】（様式第7（その1））を市長に提出しなければならない。この場合において、第2号に該当するときは、その変更内容を証する書類を添付するものとする。

(1) 移住支援金の交付の申請の日から起算して1年、3年又は5年を経過したとき。

(2) 交付申請書に記載した内容に変更が生じたとき、又は変更が生ずることが分かったとき。

2 県実施要領第5の1(1)②に基づく交付決定者が就業する法人等は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、津島市移住支援金住居・勤務地等届出書【就業先法人等用】（様式第7（その2））を市長に提出しなければならない。この場合において、第2号に該当するときは、その変更内容を証する書類を添付するものとする。

(1) 移住支援金の交付の申請の日から起算して1年を経過したとき。

(2) 交付申請書に添付した就業証明書の記載内容に変更が生じたとき、又は変更が生ずることが分かったとき。

（決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消し、津島市移住支援金交付決定取消通知書（様式第8）により当該交付決定者に通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたとき。

(2) 移住支援金の交付の申請の日から起算して5年以内の期間に市外に転出したとき。

(3) 移住支援金の交付の申請の日から起算して1年以内の期間にその就業した法人等の職を辞したとき。(県実施要領第5の1(1)②に基づく交付決定者のみ)

(4) 起業支援金の交付の決定を取り消されたとき。

(移住支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により移住支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した移住支援金があるときは、津島市移住支援金返還通知書(様式第9)により、当該交付決定者に通知するものとする。この場合において、返還すべき移住支援金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 移住支援金の額

(2) 前条第2号のうち移住支援金の交付の申請の日から起算して3年以上5年以内の期間に市外に転出した場合 移住支援金の額に2分の1を乗じて得た額

(移住支援金の返還の免除)

第11条 市長は、前条に規定する移住支援金を返還すべき事由が、交付決定者の就業した法人等の倒産、災害、交付決定者の病気その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、移住支援金の返還を免除することができるものとする。

2 移住支援金の返還の免除を受けようとする交付決定者は、津島市移住支援金返還免除申請書(様式第10)に免除を受けようとする理由を証する書類を添えて、市長に提出することができる。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して返還の免除の可否を決定し、津島市移住支援金返還免除等同意申請書(様式第11)により申請して愛知県知事の同意を得た上で、津島市移住支援金返還免除承認通知書(様式第12)又は津島市移住支援金返還免除不承認通知書(様式第13)により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。